皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの新年につき、六月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプトの新年につき、六月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クウェートの新年につき、六月十六日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アラブ首長国連邦の新年につき、六月十六日同国大統領ムハンマド殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

次表に掲げる中央労働委員会の地方調整委員について、令和８年９月30日をもって任期が満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合、使用者団体又は行政執行法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する行政執行法人をいう。記１⑵において同じ。）は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

区　域	委員区分	氏　　名
東　日　本	労働者代表	八重樫　豊
		小野寺広太
		河内　浩一
		渡部　昭彦
	使用者代表	沖園　一広
		貝守　真一
		三和　千之
西　日　本	労働者代表	上野　正人
		古賀　信弘
		篠原　英司
		浅野　浩二
	使用者代表	森口　一彦
		伊藤　惠介

令和８年６月18日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法第19条の３第２項に規定する行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、行政執行法人又は２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

４　推薦書類の提出期限　令和８年７月23日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省労働基準局労働関係法課　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者職氏名）

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○日本区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

別記様式２

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体又は行政執行法人名

（代表者職氏名）

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○日本区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

国土交通

令和８年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和８年６月18日

観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類

国内旅行業務取扱管理者試験

２．試験地

47都道府県

３．試験日時

令和８年９月３日(木)から同年９月25日(金)までの間で、受験者が選択した日時

４．試験科目

試験は、次に掲げる科目について、ＣＢＴ（Computer Based Testing）による方法（コンピューター上に試験問題を表示し、コンピューターから解答を入力する方法）で実施する。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理

５．受験手続

⑴　受験申請の方法及び受付期間

一般社団法人全国旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和８年６月18日（木）から同年７月15日（水）までに申請されたものに限り受け付ける。

⑵　受験手数料等

ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料8,000円及びシステム利用料660円を、一般社団法人全国旅行業協会が指定する方法により支払うこと。

イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。

⑶　受験予約完了メール

受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験予約完了メールを送信する。

６．試験の一部免除

⑴　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者

ア．地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータを提出すること。